

横手市公告第16号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定
により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画）を公告する。

なお、地域計画は、横手市ホームページに掲載する。

令和7年6月5日

横手市長 高 橋 大

